

障がい者 福祉情報

148号 2018年2月

編集・発行

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会

〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7

クローバープラザ

TEL 092-584-3330 FAX 092-584-3319

http://www.cloverplaza.or.jp/shakyou/sho/sho_index.htm

障害者総合支援法の改正について

障害者総合支援法は、障がいのある方(児童)、難病の方等が、地域社会において、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい生活を営むために、障がい福祉サービスの充実や日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的として、平成25年4月に施行されました。

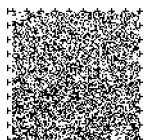
平成28年5月に、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢の障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うため、法改正が成立しました(同年6月3日公布)。正式名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」といい、平成30年4月に施行されます。

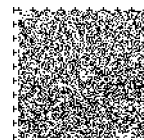
今回の改正には、①障がい者の望む地域生活の支援、②障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応、③サービスの質の確保・向上に向けた環境整備の3本柱が立てられています。

障がい者福祉情報144号で概要説明を行っていますが、改めて3つのポイントについて詳しく説明をしていきます。

もくじ／通巻148号

- ・ 障害者総合支援法の改正について…………… 1～3
- ・ 特集 視覚に頼らないタブレット端末の活用について…………… 4～5
- ・ ご紹介・開催報告…………… 6
- ・ 福岡県からのお知らせ 他…………… 7
- ・ ほんだな・ハンドブック2018の案内…………… 8



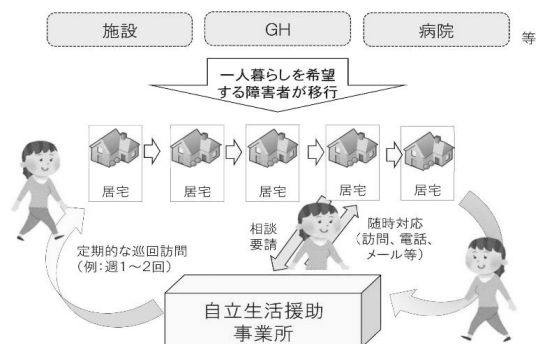


障害者総合支援法 改正の3本柱

障がい者の望む地域生活の 支援

①施設入所支援や共同生活援助を利用していた者を対象として、定期的な訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを設定する。

〔自立生活援助〕



〔具体的な支援内容〕

・定期的な利用者の居宅を訪問し、食事や洗濯などに課題はないか、家計に滞納はないか、体調変化はないか、通院しているか、地域での関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。

・利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応を行う。

②就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する。(就労定着支援)

〔具体的な支援内容〕

・企業、自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調管理等に関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施。

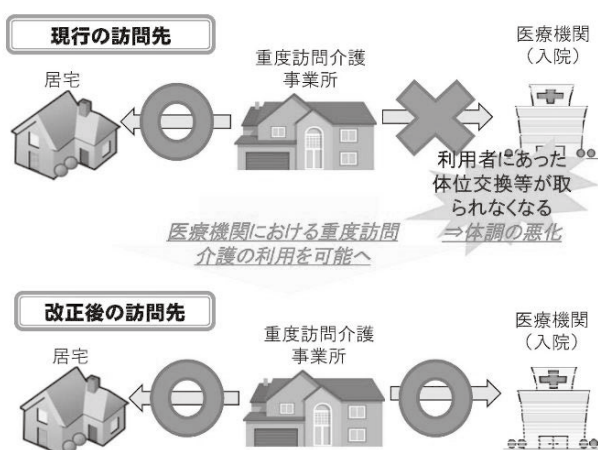
③重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする。

〔訪問先での具体的な支援内容〕

・利用者ごとに異なる特殊な介護方法について、医療従事者など

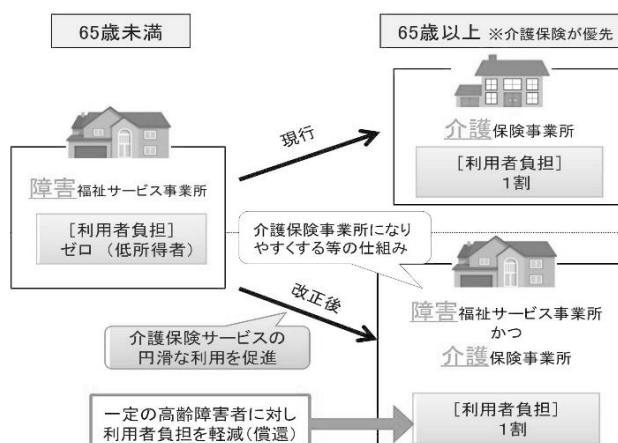
に的確に伝達し、適切な対応につなげる。

・強い不安や恐怖等による混乱(パニック)を防ぐための本人にあった環境や生活習慣を医療従事者に伝達し、病室等の環境調整や対応の改善につなげる。



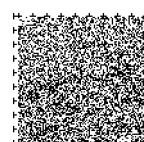
④ 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障がい福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障がい者が引き続き障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障がい者の所得の状況や障がいの程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用負担を障がい

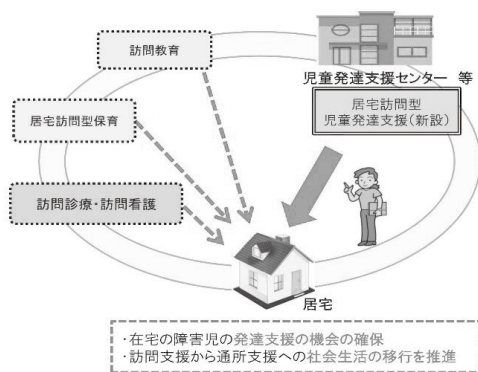
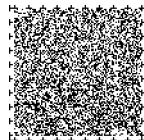
福祉制度により軽減(償還)できる仕組みを設ける。



〔具体的な内容〕

・一定の高齢障がい者に対し、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を軽減(償還)できる仕組みを設ける。





障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応

① 重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する。

【具体的な支援内容】

・ 障がい児の居宅を訪問し、手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動や絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動など、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行う。

② 保育所等の障がい児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設等の障がい児を対象を拡大する。

【具体的な支援内容】

・ 障がい児本人への支援（集団生活適応のための訓練等）や訪問先施設のスタッフへの支援（支援方法等の指導等）など、児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。

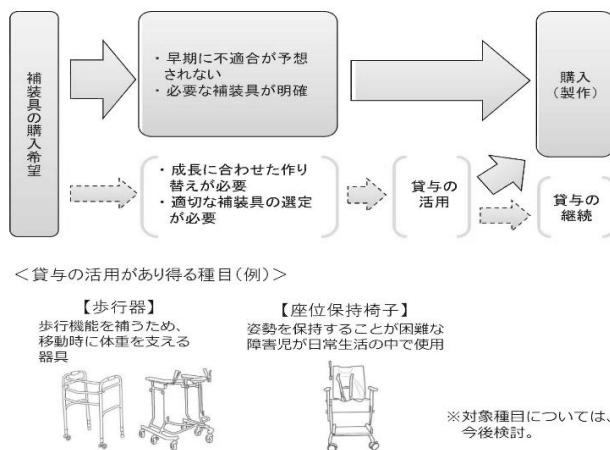
③ 医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努める。

④ 障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障がい児福祉計画を策定する。

サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

① 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障がい児の場合等に貸与の活用も可能とする。このため、「購入」

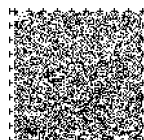
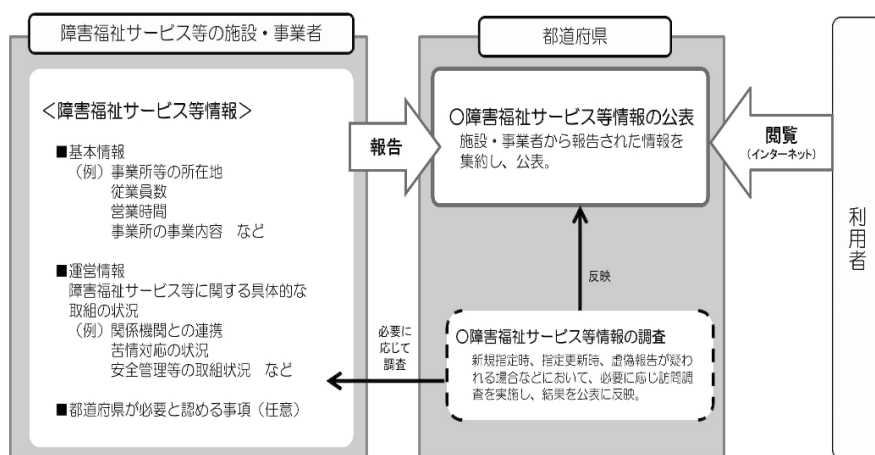
を基本とする原則は維持した上で、障がい者の利便に照らして「貸与」が適切と考えられる場合に限り、新たに補装具の支給の対象となる。

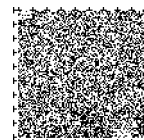


② 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する。

※介護保険制度と子ども・子育て支援制度においては、同様の情報公表制度が導入されている。

※厚生労働省「社会保障審議会障害者部会資料」参照及び抜粋





特集

視覚に頼らない

タブレット端末の
活用について

視覚に障がいのある人は、情報収集やコミュニケーション手段の有効な道具として、パソコンやその他の補助機器を活用し、生活の質の向上や社会参加に役立てています。近年、スマートフォンやタブレット端末（以下、タブレット）の普及は著しく、その利便性は、パソコンなどの機器をはるかにしのぎます。しかし、視覚障がい者にとって、凹凸のないタッチパネル画面の操作は、大きなハードルであり、実際にそれらを使いこなしている方はそう多くありません。

今回、視覚障がい者向けにタブレット端末の使い方や有効性を指導する人を養成（タブレット端末インストラクター養成事業）している、特定非営利活動法人北九州市視覚障害者自立推進協会あいず理事 須藤 輝勝氏と、北九州市障害児・者へのコミュニケーション支援、IT支援を考える会代表 立目 章氏にお話を伺いました。

タブレット端末には、視覚障がい者に適した端末や機能がありますか？

視覚障がい者が使えるように機能を備えた端末は幾つかあり、それぞれ長所、短所があります。視覚障がい者がどの端末を選んだら良いか分からずに販売店に行った場合は、店員から端末の説明を受けた上で、自分で選択し購入しているのではなく、店員のおススメを購入している場合もあるようです。そこで、あいずでは、視覚障がい者の利便性を考え、iPhone（アイフォーン）を使用した視覚障がい向けの支援を行っています。その理由は、iPhoneには、「ボイスオーバー」という「音声読み

上げ機能」が標準で備えられ、別途、読み上げアプリ等をインストールする必要がないからです。画面を視覚で確認できない方が、この機能を使い、操作方法を習得することができれば、iPhoneを使いこなすことができます。

タブレット端末を使うことで、どのようなメリットがありますか？

通常、書類の文字を読む、音声コードの内容を確認するなどの作業が必要となった時、スクリーンやOCRソフト、音声コード読取装置など、それぞれの作業に応じた多くの補助機器を使います。しかも、必要となる機器を全て購入すると高額になるだけでなく、持ち運びも容易ではありません。それが、タブレット端末を1つ準備し、必要な機能のアプリをダウンロードしておくだけで、文字の拡大や読上げ、声の録音、色の判別、目的地までのナビゲーションなど、多くのことができるようになります。アプリは、補助機器を購入するよりも、ずっと安価に取得でき、また、タブレット端末

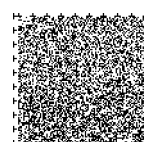
の持ち運び易さから、必要な時にその場で対応することができます。

もちろん、これで全てのバリアをカバーできる訳ではありませんが、今後、より便利で高機能なアプリやタブレット端末が次々開発されていくと推測されるため、それらを随時生活に取り入れることができるれば、今よりもずっと情報収集や活動の幅を広げていくことができると思います。

操作方法などを教えてくれる人はいますか？

タブレット端末を使うメリットが分かっても、操作方法を習得するには、隣でサポートしてくれる人が必要です。パソコンのキーボードや補助機器のボタン操作と異なり、凹凸のないタッチパネルを音声を頼りに操作するのはコツがいります。

そこで、私たちは、視覚障がい者を支援する団体、行政、大学で協働体を発足し、「視覚障害者へのタブレット端末インストラクター養成事業」を、平成28年度に



北九州市で開催し、福岡市では、平成30年3月に開催します。この事業は「ふくおか地域貢献活動サポート事業」として採択されており、平成29年12月21日に、「平成29年度ふくおか共助社会づくり表彰」で、福岡県知事から表彰を受けた事業です。

この事業では、画面が見えない視覚障がい者にタブレット端末の使い方や有効性を分かりやすく正確に教えることができるインストラクターを養成するため、講義、実技、ワークシヨップ、模擬授業などを計4日間行います。昨年は、視覚障がい者や支援団体関係者など13名が受講されました。今年度は、県内各地の団体、個人、学校関係者はもちろん県外からも問い合わせをいただき、定員20名のところ34名の申込みがありました。

基本動作や技術の習得は慣れればできるようになりますが、相手が理解できるように指導するということとはとても困難です。視覚障がいについての知識

も必要ですが、ダブルタップやフリックなどの操作方法をどのように伝えるか、

相手の能力や障がい程度に応じた指導力も必要となります。

この講座を受講した人が、習得した知識を活かして視覚障がい者に指導をし、その結果使えるようになった方が、また次の方に教えていく。この活動が県内各地に広がっていけば、多くの視覚障がい者の生活がより豊かになると期待しています。

実際にタブレット端末を操作していただきました。

あいずが運営する北九州市視覚障害者就労支援センターでは、2名の視覚障がい者がインストラクター講座を受講し、同センターで働く同僚の皆さんに、タブレット端末の使い方を指導しています。受講者の1人である川上 敏輝さんに、操作を実演していただきました。

川上さんが、iPhoneを購入したのは、インストラクター講座の受講がきっかけだったそうです。

「操作にはコツがいりますが、覚えてしまえば、とても便利ですよ。ネットや買い物によく利用します。」と、アプリ操作を進めるそのスピードは、晴眼者が視覚に

頼って操作するスピードよりも早く感じました。

「音声を頼りに操作するので、周囲の音が大きい場所では少し使いづらいですね。音声を大きくして使う方もいますが、私はBluetooth（ブルートゥース）接続でイヤホンに音声をとばすので、電車の中などでも大丈夫です。でも、音声をイヤホンで聞きながら、画面が真っ暗なiPhoneをタップしている様子を、周りの乗客は不思議に思っているかもしれませんね。」と笑顔で話してくださいました。川上さんは、全盲のため、タッチパネル画面を全く確認できないので、iPhoneを起動した状態で画面を暗くしても、操作に影響はありません。暗い画面に向かって操作する様子は、晴眼者からすると違和感を覚えるかもしれませんが、川上さんにとっては普段のスタイルなのです。

川上さんがiPhoneを使いこなす様子を拝見し、タブレット端末が、視覚障がい者にとって、日常生活を確実に変化させる有効な機器であることを改めて実感しました。

タブレット端末などの購入を検討している方や操作方法が分から



暗い画面に向かい、すごい速さでiPhoneの操作を行う川上さん

ない方、「視覚障害者へのタブレット端末インストラクター養成事業」について興味のある方は、左記までお問い合わせください。

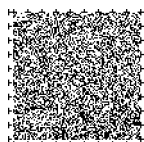
【問い合わせ先】

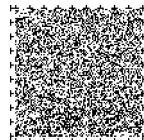
北九州市障害者

社会参加推進センター

TEL 093-883-5554

Fax 093-883-5551





ご紹介

福岡県難聴者・中途失聴者協会

聴覚に「障がい」がある人は全国で1千万人とも言われます。そのうち、身体障害者手帳を有する聴覚障がい者は約45万人。「およそ1千人に3人」の割合です。福岡県下では約1万人で、身体障害者手帳を所持しない中・軽度難聴や老人性の難聴者を含めれば、「聞こえに障がい」を持つ方々は相当数おられます。人生の途上で突然に失聴されて「悩み」多い日々を過ごされている方々も少なくありません。そうした聴覚障がいの当事者が、心を一つにして、社会福祉の拡充と向上をめざす活動を行い、相互親睦と交流を図っており、その任意団体が「福岡県難聴者・中途失聴者協会」です。

「福岡県難聴者・中途失聴者協会」は1986年に創設され、昨年

度で創立30周年を迎えました。

コミュニケーションが不自由で地域・職場・家庭等で孤立しがちなあなた、一緒に当協会の活動に参加し、「悩み」や「希望」を語り合いませんか。定例会は、非会員でも見学自由で、要約筆記者による情報保障の通訳があります。是非一度、足をお運びください。

【活動日】

定例会 毎月1回第4日曜日

※次回定例会は、3月25日(日)

13時30分～16時30分

春日市クローバープラザ

セミナールームAで開催

【活動内容】

「テーマ」に基づく研修会、親睦会、バザー、要請活動、福祉他団体との交流親睦など。

今年度は、9月に難聴の今村彩子監督を迎えて、映画「スター

トライン」の上映会を実施。

【活動場所】

春日市クローバープラザを中心に、太宰府市、小郡市、糸島市など。

【問い合わせ先】

福岡県難聴者・中途失聴者協会

Fax 092-518-8784

HP: <http://www1.bbiq.jp/>

fukunanchou/

開催報告

第5回福岡県

「まごころ製品」大規模販売会

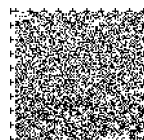
去る1月17日(水)から1月21日(日)までの5日間、大規模販売会実行委員会主催の『第5回福岡県「まごころ製品」大規模販売会』が福岡三越で開催されました。

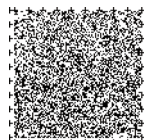
福岡県内外から障がい者施設66施設が出店し、障がいのある皆さんがまごころを込めて仕上げた約1200種類、5万6千点以上の「まごころ製品」が勢揃いしました。会期中は、実際に商品を手に取って、お気に入りのまごころ製品を探されながら、お買い物を楽しまれるお客様で賑わいました。

また、販売会に併せて、障がい者施設による「ライブペインティング」や博多を代表する一流料理人が「まごころ製品」の農産物や福岡県産食材を使用した特別メニューを提供する「博多食文化の会スペシャルイベント」など、様々なイベントが開催されました。中でも、九州北部豪雨被災地支援イベントとして行われた九



州にゆかりのある漫画家の皆さんによる「似顔絵チャリティー」や、障がい者施設による「ワークショップ」には多くの方が参加され、これらの参加費の一部は九州北部豪雨の被災地へ義援金として寄付されます。





【福岡県からのお知らせ】

県発達障がい者支援センターを設置しました。

県では、県内 4 か所に発達障がい者支援センターを設置しました。福岡市、北九州市の 2 センターとあわせ 6 か所で発達障がいに関する専門的相談が受けられますので、お住まいの地域にあわせ、お問い合わせください。

<各地域の発達障がい者支援センター>

●福岡市以外の福岡地域の方【平成 30 年 1 月新設】

☎092-558-1741 FAX092-558-1742

月～金：9 時～17 時

●北九州市以外の北九州地域の方【平成 29 年 9 月新設】

☎070-1242-1503 FAX093-922-5523

月～金：9 時～16 時

●筑豊地域の方

☎0947-46-9505 FAX0947-46-9506

月、水～金、日：9 時～18 時

●筑後地域の方

☎0942-52-3455 FAX0942-53-0621

月～金：9 時～17 時

●北九州市の方

☎093-922-5523 FAX093-922-5523

月～金：8 時 30 分～17 時

●福岡市の方

☎092-845-0040 FAX092-845-0045

月～金：9 時～17 時

<問い合わせ>

障がい福祉課 自立支援係

☎092-643-3263 FAX092-643-3304

聴覚障がい者の支援者養成講座

聴覚障がいのある方への情報提供を支援するために必要な知識・技術が習得できる講座です。

手話通訳者養成講座

〈対象〉手話検定 2 級以上に合格しており、日常的に手話活動をしている県内在住の 18 歳以上(平成 30 年 4 月 1 日現在)で、手話通訳者として県内での活動を希望し、以下の条件を満たす人

(通訳Ⅰ) 手話奉仕員養成講座修了者

(通訳Ⅱ) 上記(通訳Ⅰ)修了者

(通訳Ⅲ) 上記(通訳Ⅰ)、(通訳Ⅱ)修了者

※全講座の 8 割以上出席できることが条件です

〈期間〉(通訳Ⅰ) 5 月開講予定(約 6 ヶ月程度)

(通訳Ⅱ) 9 月開講予定

(通訳Ⅲ) 4 月開講予定

〈場所〉クローバープラザ(春日市原町) 予定

〈定員〉(通訳Ⅰ)、(通訳Ⅱ)、(通訳Ⅲ) 各 40 人程度

※参加費無料(テキスト代別途要)、要申込(先着順)

要約筆記者養成講座

〈対象〉県内在住の 18 歳以上(平成 30 年 4 月 1 日現在)で、要約筆記者として県内での活動を希望する人

〈期間〉6 月開講予定(約 8 ヶ月間)

〈場所〉クローバープラザ(春日市原町)

〈定員〉40 人程度

※参加費無料(テキスト代は別途要)、要申込(先着順)

<申込・問い合わせ>障がい福祉課 社会参加係

☎ 092-643-3264 FAX 092-643-3304

SOS の合図です。

「白杖シグナル」を見かけたら声かけをお願いします。

ポスターのポーズは、目の不自由な方が街中で迷ったり、不安や危険を感じたりしたときに、周りの方に助けを求める時のシグナルです。

現在、福岡県盲人協会では、この「白杖シグナル」を全国に広める運動を行っています。

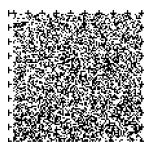
日常生活でも、駅のホームや階段からの転落事故、歩道での自転車との接触事故等、今なお少なくありません。

目の不自由な方々が安心して暮らせる社会となるよう、このポーズを見かけたらすすんで声をかけてください。

【問い合わせ先】

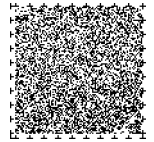
社会福祉法人 福岡県盲人協会

TEL 092-923-6336 FAX 092-923-6339



ほんだな

福祉情報センターでは、福祉に関する
図書・ビデオの閲覧・貸出を行っています。



- 利用時間 9:00～17:00
- 休館日 月曜日(祝日の場合は翌日・第4月曜日は除く)
- 貸出 図書・ビデオ・DVD 合計10点まで
※貸出の際は、クローバープラザ利用者カードが必要です。
※遠方の方や外出が困難な方のために配送での貸出返却も行っています。(送料実費負担)
- 貸出期間 2週間以内
- 問い合わせ先 福祉情報センター 〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7
クローバープラザ東棟2階
☎ 092-584-3330 FAX 092-584-3319

「障害のある私たちの地域での出産、地域での子育て—11の家族の物語」

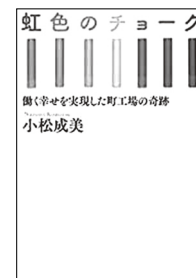
安積遊歩・尾濱由里子 編著
出版：生活書院



障壁、差別につきあたりながらも、障がいのある人の産み育てる権利を現実のものとしてきた11の家族の物語。とまどい、哀しみ、怒り、子どもと生きる喜びを等身大の言葉でつづる。『スクラムハーフ』連載を編集・加筆し書籍化。

「虹色のチョーク—働く幸せを実現した町工場の軌跡」

小林 成美 著
出版：幻冬舎



社員の7割が知的障がい者のチョーク工場「日本理化学工業」が業界トップシェアを成し遂げ、“日本でいちばん大切にしたい会社”と呼ばれる理由とは。家族の宿命と経営者の苦悩、同僚の戸惑いと喜びを描いたノンフィクション。

福岡県障がい者福祉情報 ハンドブック2018

平成30年
4月販売予定

発行：福岡県社会福祉協議会（福岡県福祉情報センター）

価格など詳細が決定次第、本会ホームページ等でお知らせします。

★障がい者福祉制度・施策を満載

★県内全市町村の実施する地域生活支援事業を網羅

★施設名簿、地域活動支援センター・共同作業所の活動内容等を掲載

購入を希望の際は、下記窓口にお越しいただくか、申込書に必要事項を記入のうえ、FAXまたは郵送でお申込みください。(申込書は本会ホームページからダウンロードできます。)

販売価格や送料については4月以降に本会ホームページを御確認いただくか、人材・情報課まで直接お問い合わせください。

【申し込み・問い合わせ先】

福岡県社会福祉協議会 県民サービス部 人材・情報課

〒816-0804 春日市原町3-1-7 クローバープラザ東棟2階

TEL 092-584-3330 FAX 092-584-3319

